慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	森下菅根編『植木枝盛遺稿無天雜錄』
Sub Title	S. Morishita (ed.) : The posthumous works of Ueki Emori
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.6 (1958. 6) ,p.73- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580615-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

には、政治以外の社會・文化の諸分野にわたつて、廣汎にして徹底した思想が展開されている。その視野のひろい點と、見解の斬新な點とにおいて、彼は、かの福澤諭吉の壘にせまる思想家である、と稱しても、あながち過言ではないであろう。

植木の論述の一部は、すでに「明治文化全集」（たとえば、「自由民權篇」〔昭和二年〕參看）その他に收められてわれわれのまえに提供されてきたが、その多方面にわたるすぐれた識見は、けつしてそれらのみに盡きるものではない。思想家としての枝盛の眞面目を窺知するためには、いまは稀覯の存在となつている單行書や、當時の新聞・雜誌に登載された論攷や、さらには未刊稿本の類にまで目を通す必要がある。

さきに、家永三郎博士は、「革命思想の先驅者――植木枝盛の人と思想――」（昭和三〇年）なる一本を公けにされ、從來、世に知られるところのあまりにもすくない、いわば埋れた思想家の一人であつた彼の生涯と思想の大觀をこころみられたが（拙稿「家永三郎著『革命思想の先驅』」、『法學研究』第二九卷四號參看）、あたかもその前後より、彼の貴重な述作を活字に移す企畫がつぎつぎにすすめられ、たとえば、「植木枝盛日記」（昭和三〇年）・「愛國志林・愛國新誌」（「明治文化全集・自由民權篇」所收・昭和三一年）・「植木枝盛自敘傳」（同上）・「植木枝盛家族制度論集」（昭和三二年。なお、拙稿「外崎光廣編『植木枝盛家族制度論集』」『法學研究』第三〇卷八號參看）・「植木枝盛著作集」（「自由民權思想（中）」所收・昭和三二年。なお、拙稿「家永三郎・宮司吉之助共編『自由民權思想（中）』」『法學研究』第三一卷一號參看）などの刊行をみたのである。この結果、植木の政治思想は、當時としては進歩の極限をしめすものであり、家族問題をふくむ彼の社會思想もまた、明治前期近代思想の極致を現わしていたことがしだいに分明になつてきたのであるが、彼の思想をより根本的に闡究するためには、いま一歩の感がないわけではなかつた。ここに、枝盛の

森下菅根編『植木枝盛遺稿無天雜錄』

一

明治の自由民權運動における重要な政治的指導者であり、かつその最高の理論家であつた植木枝盛の、自由民權運動史上に要求する位置はきわめて大きい。それのみならず、彼の筆に成る幾多の著作

遺稿「無天雜錄」の覆刻が、切に希求されるゆえんがあつた。

このたび、この「無天雜錄」が、高知の特志家・森下菅根氏の編校により上梓されるはこびとなつたことは、專家にとつて、まさに旱天の慈雨である。近時ようやく昂つてきた植木枝盛研究は、本書の公刊により、さらに一段の進展をとげるであろうことは、推測にかたくない。すでにかなりの高齡ときく編者・森下氏の努力に對し、ここに萬腔の敬意を表するしだいである。

二

「無天雜錄」は、折にふれてしるした植木のいわば隨筆・覺書のごときものであるが、それは、彼がものせる數多の論稿の下書を構成した溫床であり母胎であつた、とも思料せられ、彼の思想の推移變遷、あるいは起伏を如實にしめす資料として、きわめて重視されなければならない。彼が二十一歲の明治十年十二月三十日より、死去する六ヵ月前で三十五歲の二十四年七月二十四日までの記錄の集成である「無天雜錄」は、本書覆刻の底本に用いた原本によれば、「未定稿」と附記されている「壹・貳・參・肆「上・下」」の五册より成つている。「無天」の名の由來は、明治十四年八月六日條に、「植木枝盛の曰く。吾に天無し。吾は吾を以て天と爲す」（抹消部分）とあり、こえて十七年春、第六九一項にも、「吾無」天。以」我爲」天」とあるをみれば、その意は自明となろう。「雜錄」とは、隨想錄ともいいうる。編者にしたがえば、「無天雜錄」には數種の異本が存した模樣であるが、この間の事情の解明は、今後の課題であろう。

さて、本書の構成は、まず植木の「年表」を冒頭に掲げた後、「無天雜錄」を「卷壹」より「卷肆下」と順次に覆刻し、ついで原本の欄外に書込まれた斷片をまとめて附してある。卷末の「後記」は、枝盛の事蹟その他、ならびに原本の解題がしるされている。なお、本書は、昨年十二月の發行であるが、本年二月に、「無天雜錄附錄」として、二十三頁におよぶ「拾遺」が添加された。

「無天雜錄」の內容は、これを細分すれば八六九項目にもおよび、詳密に紹介することは不可能に近いであろう。されば以下においては、その二・三を摘記して、本書の片鱗をうかがうとともに、枝盛の透徹した理論の一端に觸れることにしたい。

まず、植木の人民主權論に關しては、すでに鈴木安藏博士の勞作があり、彼の政治思想の核心を究明された有益な業績であるが（拙稿「明治史料研究連絡會編『民權論からナショナリズムへ』法學研究・第三〇卷五號參照」）、時の政府に對する枝盛のつよい抵抗の精神と、はげしい實踐性とを支えたのは、たしかに彼の人民主權的立場であつた。この彼のするどい政治思想を辿つていくと、その根底に橫たわる二つの特色を抽出できよう。第一は、個人の自主獨立の絕對性である。「無天雜錄」明治十三年七月五日條・第三四九項にいう。

人より爵位を受て、之を悅ぶは、卑屈の甚しきなり。爵位は何ぞ。他人より受くるを待たんや。當に自ら之を己れに附與すべし。……世の人爵を尊ぶ者、政府より賞牌を受け、天子より爵位を賜はりて、之を悅ぶと雖も、政府も天子もまた人也。畢竟己れと同格なるものなり。たとひ人數は多くとも、少くとも、決して位の己れより上にあるものに非らず。……凡そ人の世に在る。己れより之を言はゞ、天上天下唯我獨尊なるものにて、己れより外

のものは皆己れより一等乃至數等を下るものなり。

まことに、精絶した獨立自尊の觀念と稱すべきではあるまいか。

第二の特徴は、彼の政治に對するつよい緊張關係である。「無天雜錄」明治十四年三月二十八日條・第四七八項は、

國家の政事は悉く人民の頭上に關らざることなきものなれば、國政にして果して善なれば、人民は隨つて幸福を享け、國政にして不善なれば、人民隨つて不幸を受くることは、猶ほ一室の中央に一火を點ずれば、直に四方に向つて光線を放つが如くなるべし。

と記述している。このような政治中心的な思考は、當時の政治の實情によるものであろう。

ついで翌十五年五月二十九日條・第五九二項において、「人は自主なり。自由なり。獨立特行の動物なり」と說き、「今にして世に罪惡を犯す者の多きは、世に政府法律と云へるものあるに因る耳。天下の人をして罪惡を犯すこと勿らしむるの道を爲さん者、先づ其政法を廢するに在るべし。……政府を廢し、法律を無にすることは誠に吾人の急務に非ずや」と叫んでいるが、無政府主義的思想への移行が推知できることは、注目しなければならない。

つぎに死刑廢止について一瞥しよう。明治十四年一月、植木は、その主宰する「愛國新誌」の第二十號・第二十一號の二回にわたり、「世界の萬國は斷然死刑を廢す可きを論ず」（前掲「明治文化全集・自由民權篇（續）」參看）と題する論說を連載して、死刑制度の條理に合しないゆえんを力說したが、これにさきだち、彼は、「無天雜錄」明治十二年六月十九日條・第二一二項において、「社會に死刑を存するときは、社會已に人を殺すが故に、其の人を殺すと云ふの電氣を天地間の全空氣に傳へ、夫れを各民の心に移し、各人をして殺人の腦髓を養はしむるなり。豈に謬戾の太甚しきに非らずや。國家死刑を廢し、全く殺戮の形影を示さゞれば、人民も亦其腦中より人を殺すの心を除去し、國家何時迄も死刑を退けて、人を殺すことを忌嫌し、何時迄も人命の最重く最貴く、決して同等の人を以て、同等の人を殺すべきものに非ざるを示さば、人民も亦如此の精神を感じ、移して自ら大罪を犯す者を減少すべし」と論破していた。「愛國新誌」に死刑廢止の論文を寄稿した翌月の十四年二月にも、第四五八項によれば、「萬國の政府死刑を廢せざるべからずと云ふは、余が素論なり」と再說しているが、この見地から彼は、同年八月の起草にかかる「日本國國憲案」の第四編第四十五條に死刑廢止の一ヵ條を加え、これが實定法化をはかろうとしたのであつた（「明治文化全集・正史篇」（昭和四年）參看）。

「家」制度の重要な一環を形成する養子の制につき、彼は、明治十二年七月一日條・第二二二項において、つぎのごとく述べている。

歐米各國にても必しも養子の法無きにはあらざれども、日本の如きとは、同日に談ずべからず。日本にても山崎嘉右衞門の學する人、養子と云ふことをせずと云へり。夫れ養子の事たる、元來子にもあらざる人の子を取て、之を子とし、又親にもあらざる他人の家に行きて、之を親とする。實に道理無きの甚しきこと也。

さきに筆者は、枝盛の二つの養子論――一編は明治九年の養子廢止尙早論、他のそれは二十年の養子反對論――を紹介し、彼の思想の變移を指摘したことがあつた（拙稿「明治前期における養子論」法學研究・第二九卷五號、拙稿「明治九年の養子論爭と植木枝盛」法學研究・第二九卷七號參看）。されば、「無天雜錄」に殘された十二年の斷片記事は、この間の事情を追究する貴重な一資料として注視に値しよ

う。

三

以上、筆者の恣意によつて、繁簡よろしきをえない杜撰な紹介をこころみたしだいである。稀覯な原資料の覆刻作業のきわめて至難事であることは、いまさら絮説の要がないであろう。編者のなみなみならぬ苦心の結果、本書のごとき利便な形にまとめられた植木枝盛の「無天雜錄」が、將來、專門の諸家により十二分に檢討・吟味せられ、明治の逸材であつた植木の根本思想を闡明する有力な新資料として、大いに活用されることを期待してやまない。

とまれ、本書の梓行は、まことに時宜をえた擧であり、その意義、その價値を、たかくみとめるに吝かならざるものである。あえて拙文を弄し、大方の清讀を勸奬するゆえんである。（高知弘文堂書店刊　四六判　三七一頁　非賣品）

（向井　健）

執筆者紹介

伊藤政寛	法學部教授	政治制度史
田中實	法學部教授	民法
生田正輝	法學部教授	新聞學 社會學
內池慶四郎	法學部助手	民法
向井健	法學部副手	日本法制史
太田俊太郎	法學部副手	アメリカ政治史
岩田正彥	昭和三十三年法學部法律學科卒業 株式會社岩田商會勤務	